

○大西主査 これより、第6回「資産債務改革の実行等に関する専門調査会 独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループ」を開催させていただく。

今日は、とりまとめということで、資料1の「独立行政法人の資産債務改革について（案）」に沿って、この場で固めていきたい。

冒頭に、亀水参事官より御説明をちょうだいする。

○亀水参事官 それでは、資料1に従い、当ワーキンググループで検討してまいった「独立行政法人の資産債務改革について（案）」について、御説明させていただく。

この紙のクレジットが、専門調査会の名義になっているのは、今日、このワーキンググループで承認をいただいた場合、午後から明日の持ち回りで専門調査会を開催させていただき、御承認をいただき、明日の行政減量・効率化有識者会議に報告をさせていただきたいという趣旨で、専門調査会の名義ということにさせていただいている。

全体の構成は、大きく「1. 基本的考え方と作業の進め方」とし、3ページで「2. 整理合理化計画について」の意見を述べ、5ページの下の方から「3. 成果と課題」ということで、今後へ残された課題といったことを述べるという全体の構成にしている。

「1. 基本的考え方と作業の進め方」であるが、「(1) 資産保有の基本的考え方」では、8月10日の閣議決定で示した基本方針において、事務・事業の見直しに応じて不要となった土地・建物等の実物資産は売却し、国庫返納等を行うとともに、保有すべき特段の合理的な理由のない資産は原則として民間に売却し、必要な事業を継続するために必要な場合は民間からの賃貸で対応することを原則とするとして改められたということを改めて記述している。

「(2) 各府省の整理合理化案」は、8月31日に各独法所管府省から、独法の保有する実物資産の名称、所在地等の調書を提出していただき、それとともに整理合理化案が提出されたところである。この8月31日の時点で、売却を含め何らかの対応を行うこととした資産は、後述する別表のA、Bであり、ここで一旦別表をごらんいただきたい。3枚ほどめくっていただいたところに、5ページ物の別表が付いている。

ここに法人ごとに施設名、それぞれの対応方針、備考欄にはA、B、Cとあり、Aは、8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの。

Bは、8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもののうち、9月以降で更に何か進展があったもの。言わば深掘りがあったということ。

Cは、8月末の時点では何も出てこなかったが、その後検討対象を広げる過程で新たに方針が打ち出されたというものである。

一番右の欄は、参考として各資産のB/S価額を100万円単位での計数を掲示している。

8月末で出てきたものはAとBという備考欄に記載した資産が出てきたところである。例えば水資源機構の会議所は原則売却処分とか、石油天然ガス・金属鉱物資源機構や鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の宿舍売却といったことが出てきたところである。

2ページ「(3) ヒアリングの実施」「① ヒアリング対象法人選定の考え方」において、「各独法の保有する資産について、それを保有すべき特段の合理的な理由のある資産に該当すべき

か否かは、保有を主張する独法側で当該保有すべき特段の合理的な理由について挙証責任を負う」としているが、これは7月23日の原則に書いたところである。

また、その原則においては、4つの観点、法定容積率や老朽化等資産の利用度の観点、売却による地域活性化の可能性等有効利用可能性の多寡の観点等々の4つの観点を示し、こういうことを前提に検討したわけである。

以上のような観点を踏まえ、当ワーキンググループにおいては、都心3区内等地価の高い地域に比較的大きな実物資産を有する法人を中心に12の独立行政法人を選定し、当該実物資産保有の考え方、保有継続の場合には保有すべき特段の合理的な理由があるかどうかというところについて挙証責任を十分果たしているかどうかということを検討してきたところである。

また、処分計画についても、上記の優先順位付の4つの観点到照らして、それが合理的かどうかといったことについても検討を行ってまいった。

「② ヒアリングの実施」。

当ワーキンググループは、2か月弱の短期間に、4回のヒアリングを含む6回の会合を開催し、更には事務局を經由して議論を重ねてまいった。

ヒアリングは、透明性を確保する観点から、公開で行った。

また、必要と思われる独法については、2回目のヒアリングを行うなど、各独法及び所管法人との間で問題意識を共有し、議論を深めることに努めてまいった。

このヒアリングの結果、下にあるような鉄道建設の麻布分室が売却の方針に変わったということ、勤労者退職金共済機構の退職金機構ビルについても有効利用方策を検討することになり、雇用・能力開発機構の地域職業訓練センターについても、利用実績が改善しなければ廃止も含め在り方を見直すなどの進展があったということである。

「(4) ヒアリング対象外の独立行政法人における作業」。

ヒアリングを行わなかった法人についても、ヒアリングで浮かび上がった論点について、すべての独立行政法人及び所管府省に周知し、該当する資産の保有の在り方について再検討を求めた。

その結果、農林漁業信用基金の宿舍の共同利用の検討であるとか、緑資源機構の宿舍の処分の検討ということが出てまいった。

ざっと大きな流れの中で、それぞれそういった成果があったということ述べている。

3ページの上段「2. 独立行政法人整理合理化計画について」である。

8月31日に提出された整理合理化案と、これに加え、その後のヒアリングやヒアリング対象外の独立行政法人における再検討により、独立行政法人所管府省が、その所管する独立行政法人の保有する資産について売却を含む何らかの措置を講ずることとしたものは別表のとおりということで、先ほどごらんいただいたものである。したがって、これは現在までに各府省がやるということを行っているものである。

当専門調査会は、資産の類型ごとに下記の観点から議論を行った。今後、政府において独立行政法人整理合理化計画を策定するに当たっては、別表の内容を盛り込むとともに、これまでの議論や下記の点を踏まえ、極力具体的内容を盛り込むべきと考えるということで、それぞれ実物資産、金

融資産とある。

「(1) 実物資産」は、事務所、宿舍、宿泊施設、研修・教育施設、未利用資産、ネーミングライツに分け、それぞれ検討の観点と整理合理化計画に対するコメントを付している。

「① 事務所」については、現在の場所に立地する業務上の必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性（資産売却収入、移転整備費用の比較等）、事務所が複数ある場合における再編の可能性等の観点から、その在り方について検討を行った。

一部の独立行政法人においては、機会費用（現在地を最有効利用した場合の家賃相当額）を十分認識した上で、再編計画を策定することとし、現在の場所に立地する必要性、都心部等にある事務所の都市周辺部または郊外への移転の可能性、事務所が複数ある場合における再編の可能性、事務所のリースバック等について検討を行っている。

他方、業務上の利便性が現状よりも悪化することを理由とし、従来どおりの事務所の自己保有を主張する独法もあるが、その場合でも、必ずしも地価の高い都心部等に立地するまでの必要性は認められず、一定程度の利便性を確保した上でもう少し地価の安いところでも事務所利用の目的を達し得る場合がほとんどであると思われる。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎及び工場、国立印刷局の庁舎及び工場、日本学生支援機構の市ヶ谷事務所、勤労者退職金共済機構の退職金機構ビル及び別館、科学技術振興機構の東京本部については、現在地に立地することが必要不可欠かどうかについて十分吟味するとともに、庁舎等の売却・移転、集約化、余剰地の売却、他の隣接庁舎との一体処分等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきであるということである。

「② 宿舍」については、稼働率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等の観点から、廃止、集約化について検討を行った。

一部の法人については、機会費用を十分認識した上で、再編、廃止・集約化を行うこととし、利用率、老朽化、耐震性、法定容積率に対する利用度等を踏まえつつ検討を行っている。

以上を踏まえ、造幣局及び国立印刷局の職員宿舍、日本学生支援機構の国際交流会館及び職員宿舍、雇用・能力開発機構の職員宿舍について、独立行政法人間の連携による合築を含め、廃止・集約化・余剰地の売却等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

「③ 宿泊施設」についても、ほぼ同様の観点であり、更に共同保有・共同利用を含め、その在り方の検討を行ったということである。

一部の独法においては、地方機関からの出張者の宿泊等のため、宿泊施設を保有している事例が見受けられるが、その場合でも利用率が低調であったり、老朽化が進んでいる場合があり、そもそも周囲に民間宿泊施設が存在するため、自前で保有する必然性が認められない場合もある。

保養所については、廃止・売却する独立行政法人が多く、また廃止を視野に入れて在り方を検討することとしている独法もある。

以上を踏まえ、造幣局の庁舎分室については、移転、廃止・集約化等の可能性について、スケジュールを示して検討すべきである。

また、造幣局と国立印刷局の保養所については、廃止を視野に入れて検討すべきである。

「④研修・教育施設」も検討の観点には既に述べたようなことと重複しているので、省略させていただくが、一部の独法においては、地価の高い都心部等に立地している必然性が認められず、相対的に地価・家賃の安い都市周辺部または郊外でも目的を達せられるのではないかと思われる場合や民間施設で代替可能な場合もある。

また、施設の配置基準が不明確で、都道府県等の類似施設との関係を含め、施設立地の地域間バランスを欠いていると見られる例もある。

以上を踏まえ、国際協力機構の広尾センター、箱根研修所、国立青少年教育振興機構の青少年交流の家及び青少年自然の家、日本学生支援機構の日本語教育センター、都市再生機構の研修センターについては、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、施設の売却、移転、廃止・集約化、余剰地の売却等の可能性について、帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討すべきである。

雇用・能力開発機構の職業開発促進センター等々、これら3つの機関については、都道府県等の役割分担を含めた施設配置の見直しによる一層の廃止・集約化について、スケジュールを示して検討すべきである。

「⑤ 未利用地資産及び事務・事業見直し対象資産」は、原則売却の方向で検討ということで、印刷局の大手町敷地について、まちづくりの観点を踏まえて検討すべきである。

「⑥ ネーミングライツ」については、競技場や展示施設等ネーミングライツの売却の対象となり得る資産については、ネーミングライツの売却について検討を行った。その際、企業名の露出効果という観点のみならず施設の維持管理や国土緑化等、企業の社会的責任への対応という観点からも検討を行った。

一部の法人においては、ネーミングライツの売却を行うための検討を行っており、その進展を期待したい。

ここで一言補足させていただくが、事前にごらんいただいたときに、国立青少年教育振興機構の青少年交流の家と都市再生機構については、例示してコメントしていたが、確認してみたところ、都市再生機構については、国営公園の中に特定公園施設というものを持っていて、国営公園の管理は国であって、機構ではないということ、特定公園施設の方は、数年以内に売却の方向で検討されているということで、それについてネーミングライツを売却するというのはどうかということがあるので、ここからは落とさせていただいた。

青年の家の方は、既にネーミングライツの売却の検討を行っているという回答をいただいたので、それにしたがって個別の例示から落とし、報告書の文案はこのようにさせていただいた。

「(2) 金融資産」については、独立行政法人が実施している貸付金・割賦債権等の金融債権について、圧縮の方向で見直しを行った。

一部の法人においては、保有する割賦債権の一部について証券化を実施していることも見られる。以上を踏まえ、都市再生機構の証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性を検討する必要がある。

以上が、整理合理化計画に関するコメントである。

「3. 成果と課題」。

「(1) 資産の有効活用という意識の浸透」。

今回の取組みは、独立行政法人制度が発足して以来、資産債務改革の観点から、独立行政法人の資産保有の在り方について統一的に検討を行った初めての機会であり、ヒアリングを実施した 12 の独立行政法人について見ても、保有する資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方（特に、現在地に資産を保有することが必要不可欠かどうかの判断、及び帰属家賃を含む保有コストと移転可能な地域の家賃・移転コスト等の比較による経済合理性の判断）に濃淡が見られた。この点については、今回の一連の作業を通じて、一定の進展はあったものの、今後更にこのような考え方の浸透を図っていく必要がある。

「(2) 今後の不断の見直し」。

独立行政法人の資産の在り方は、そのときどきにおける事務・事業の在り方に即応して、(1) の考え方を引き続き持って不断の見直しが行われていくことが必要である。そのため、今回ヒアリングの対象となった独立行政法人及び所管府省に限らず、全独立行政法人及び所管府省において、独立行政法人が保有する資産全般について、2. の各項において述べた視点から、年度評価や中期目標期間終了時における事務・事業の見直しの機会等を通じて、定期的に検証される必要がある。

その際、庁舎等の立地の在り方についても、漫然と資産を保有し続けることなく、上記(1)で述べた資産の保有すべき特段の合理的な理由の考え方を踏まえた上で、税金を負担する国民の視点に立った真摯な検討が望まれる。

資産を引き続き保有する場合であっても、更に集約化、共同利用・共同保有、余剰容積率の売却、ネーミングライツの売却、資産価値向上に向けたプロパティ・マネジメントの徹底等について合理的な検討を行う必要がある。

「(3) 売却収入の国庫返納の仕組みと整備」。

不要となった土地、建物等の資産については「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」に記載されているとおり、当該資産の売却、売却金の国庫返納等を行うべきであるが、国庫返納の仕組みが整備されていない独立行政法人も見られることから、これについては、独立行政法人の共通の課題として、速やかに整備する必要があると考えられる。

報告の案文については、以上である。

御参考であるが、これに加えて資料を幾つか配付させていただいている。

資料2は、これまでの作業をイメージ図として書いたものである。

一番左側に原則、基本方針があり、8月末に何らかの方針が打ち出されるものが34法人、2,400余りある。例示を書いている。

時間の経過で右に流れていき、右の2段がけの下段は、8月末時点で打ち出された何らかの方針から9月以降、さらになんらかの前進があったものであり、11法人の約1,100件。

その上段にある9月以降新たに何らかの方針が打ち出されたものが、13法人で142件あり、併せて41法人の3,600件ということになっている。

資料3は、これまでの作業の流れをL字型ということも申しましたが、ヒアリングをして、深堀をするとともに、ヒアリング対象外の法人にも効果を広げるということでやってきたところを図示したものである。

資料4は、評価についてである。

これは、皆様に付けていただいた評価をまとめたものである。2回ヒアリングしたものについては、備考欄のコメントのところを2段がけにしており、上段を1回目のコメント、下段を2回目のヒアリング後のコメントということにしている。1回しかヒアリングをしていないものは、普通の1段で表示している。

お手元の資料は、更に参考1と参考2とあるが、その下に「席上配布」として2枚紙を配付している。「独立行政法人の資産処分案について」ということで、売却済・売却予定のものの金額、2ページ目にはその他検討対象になっているものの金額を記載している。

当方で整理いたしたところ、検討ということではなく売却済あるいは売却予定ということで、当方が聞いておるものを集計すると、約6,400億円となる。

一番大きなものは、下の方にある雇用・能力開発機構の雇用促進住宅が4,600億円余りである。その少し上にある国立印刷局の大手町敷地が900億円余りということである。

これらを合わせて6,400億円である。

2ページ目はその他検討対象ということで、在り方を検討とか、そういったものまで含めて、何らかを検討すると言っているものを集めたものがこれであり、合計約14兆円となる。

大きいのは、一番下から2つ目の都市再生機構の賃貸住宅であり、11兆円余りある。

事務所や宿舍の集約化といったことで、造幣局、国立印刷局あるいは都市再生機構などが金銭的な大きなものとなっている。

金銭的には、研修・教育施設の雇用・能力開発機構の職業能力開発大学校などもたくさんあるので、これは金銭的にはまとまった金額になっているという状況である。

私の方からは、以上である。

○岡本委員 別表の5ページの(注3)にある14兆4,800億の大層を占めるのが都市再生機構の賃貸住宅であるが、ほかの施設と違って、これは事業用資産そのものなので、ここまで入れて14兆円という数字がひとり歩きするのは、結構ミスリードするのではないかという感じがする。であるから、これは別立てで書いて、むしろ3兆円ぐらいがその他検討対象だという感じにしておく方がよろしいのではないかと思う。

都市再生機構の賃貸住宅については、こういうものもあるということで、外書きで書かれた方がよろしいのかなという感じがするということが1点。

金額は財務省が国有財産でまとめられたときは、時価ベースに換算されたものを出された。一方今回の数字は、多分帳簿価格だと思う。

つまり、財務省で1.5兆円という数字を別途国有財産関係で出されており、それとの関係で比較するとき、片方は時価ベース、片方は簿価ベースというのも、ちょっと比較されやすい数字なもので、その辺がどうかと思う。そこは事務局の御判断で結構かとは思いますが、少しその辺の説明をす

るときの財務省サイドの数字の出し方等の違いのようなことは、意識されておいた方がよろしいのではないかと思う。

○大西主査 1点目については、私も岡本委員がおっしゃるとおりかと思うが、いかがであるか。

○亀水参事官 14兆のうちの非常に大きな部分を占めるものであるので、とりあえずお示ししたものは、全部検討対象のものはひとくくりにしてお示ししてあるが、御指摘を踏まえた形にさせていただくことは可能である。

○大西主査 どうするか。確かにこれだけが突出しており、趣旨からしても、必ずしもここに含めるべきかどうかというところもあるので、ほかの委員の方いかがであるか。

○緒方委員 別に今回の資産債務改革でこの11兆円が処分されるわけでないと思うので、ちょっとステージが違うものだと思う。

○西川審議官 ステージが違うとか、額が大きいということもあり、少し別立てにするようにはしたいと思う。多分、事業用資産という切り口であると、ほかにも事業用資産で検討しなければならないので、それだけの理由ではちょっと切れないと思う。

○岡本委員 何らかの理由を考えていただき、外書きでこういうものもあるということは表示していいと思うが、一緒に足し算するのは、性格上どうかという感じがする。

○翁委員 それを言うと、雇用促進住宅が、4,671億円と6,400億円の大層を占めているが、これは実は規制改革会議の方で、今年の6月の段階で33年度までにすべての処分を決定するということが既に決まっていたものであるので、ここの会議の成果と受け取られると、どうなのかなということがあり得ると思う。

であるから、ここの説明の仕方は少し注意をして説明する必要があると思う。

○大西主査 売却対象資産というのは、当然ながら売却済というものも含んでおり、ことであるから、要するに分類としては、我々の成果ということではないものも入っている。

翁委員の御趣旨は、要するにこのワーキンググループの成果を示すものとして分類されるのであれば、確かにおっしゃるものは除いた方がいいと思うが、これはどういう理解であるのか。

○亀水参事官 8月に各法人に整理合理化案を出していただくときに、その時点で最新の財務諸表というのは18年3月末の17年度末の財務諸表であったので、それをベースに提出していただき、その時点で売却予定あるいはその後、その時点までに売却済になっているものがあるという意味で、売却済というものが入っているということである。この会議の成果という趣旨で、この6,400億円なり14兆4,800円なりが全部この会議の成果だというふうにプレゼンテーションするつもりはない。

○大西主査 要するに、質問の趣旨は、私どもの注意喚起であるが、例えば、対外的に出すということになると、どのように説明することになるのか。

○亀水参事官 資料1の別表の最後の5ページの(注2)のとおり、で101独法の資産は全体で58兆あったが、高速道路が37兆、鉄道が約3兆あり、それらを除いた検討対象となった資産が約18兆円あったところ、(注3)のとおり今日、何らかの措置を行うこととなった法人及び資産は41法人約14兆4,800億円、うち売却対象資産は27法人約6,400億円ということになる。

○西川審議官 明日、有識者会議に調査会の報告書として報告した後、大西主査に記者会見で公表していただこうと思っているが、今、この会議で一体全体のどのぐらいを扱ったのだということを端的に説明してくれということと言われるであろうから、それについて統一的なある程度の目星をつけておいた方が良くかもしれない。

○大西主査 そういう趣旨だとすると、取扱ったものというのがどのような、要するに、基から例えば6月の段階から既に出ているものと、この会議から新たに出てきたもの。時期的であるが、そういう分類は可能であるのか。

○亀水参事官 純粹にこの会議の中でどれだけ上積みしたかということになると、なかなか難しいと思う。つまり、例えば麻布分室はおよそ3億円の物件で、売ると決めたとはいえ、あれは8月ではもともと何もなかったもので、その部分は確かにそうであるが、検討のステージを上げたとか、スケジュールを明確化したという意味で、上積みなりという形でこの会議としての成果はあると思うが、そういったところはなかなか金額的には評価しづらい部分が多々あるものである。我々事務局としても整理がしやすいという意味で、現時点でこの検討を始める9月以前に決まっていたものも含めて、独法の資産について今後、こういう売却予定あるいは検討予定になっているということを整理するほかないのかなと思う。

○西川審議官 やや補足的な御説明すると、報告書の別表にA、B、Cという分類がある。

Aが8月末時点で何らかの方針が打ち出されたものということで、先ほど御議論のあった雇用・能力開発機構の雇用促進住宅は、別表3ページの上から2つ目であるが、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、平成33年度までにすべての処理を完了ということで、Aというになっている。

これは、具体的には横長の表の左下の「8月末時点で何らかの方針が打ち出されたもの」ということで、例示には入っていない。この34法人2,422件の中に、この雇用・能力開発機構の雇用促進住宅が入っているので、8月末時点で各省が整理合理化計画案として、資産債務の部分について出されたものが、それ以前において、どこそこで決まっていたものであるのか、あるいは我々の調査会の23日の資産債務改革の原則や8月10日の基本方針、閣議決定を踏まえて出てきたものかはわからないが、いずれにしろ、8月末時点で整理合理化案としては、我々のところに届けたものという把握の仕方をしているということである。

○岡本委員 そうすると、この報告書の別表の最後のページの注のところで、少なくともAの合計、Bの合計、Cの合計というぐらいは何かないと、ABCと表示をしていることとの関係では、やはり関心を持つ人に対しては不親切という感じになる。

それと注3の書きぶりで「うち、売却対象資産は」となっているが「現段階での」というのを入れておかないと、14兆のうち6,400億を除くものは売却対象資産ではないというふうに逆解釈されるのもまずいから、今の御趣旨だと、あくまで現時点だということを表示しておく必要がある。

○大西主査 そうすると、全体はこの数字である。ただ、ABCとあって、Aは幾ら、Bは幾ら、Cは幾らであるというのは全部出るといってよろしいか。

○亀水参事官 はい。



○大西主査 そうであれば、書かれていることを合計しただけであるので、それはそういう形で出せば、そんなに誤解はないのではないかと思うが、どうであるか。

○西川審議官 この表にまさに額も一緒に書いたらいいということだと思うので、額も注にしたのは、今回の作業の中では、まさに資産を効率的に管理するというを独立行政法人の中に1つのメカニズムとして打ち立てていくということが非常に大事な目的だったと思い、額がどれほど意味があるかというところに、実は余り皆様の御議論をいただいている。ただ、外から聞かれたときは額をどうしても聞かれるので、その扱いはむしろ明確にさせていただけるとありがたい。

○大西主査 多分、委員のおっしゃることはそういうことではなく、おっしゃられる全体の数字を出すこと自体はいいとしても、それだけがひとり歩きすると、そういう誤解を受けるので、そういう意味では、この数字がABCで構成されているものであるから、そこをやはりきちんと説明をすれば、別にこのワーキンググループはこれだけやりましたと宣伝する意義はそんなにないと思う。

むしろ、逆に我々がやっていて思ったのは、これだけやったが、まだ全然進捗していないものが結構あったから、まだまだ課題が多いということも現実にあるものであるから、やはりこれだけの期間でこれだけいろいろな前進、例えばBとかCがあったが、まだまだ課題が残っているということもあるものであるから、そういう意味では全体、それから分類をするとA、B、Cはこうであるということ言えば、そういう誤解はないのではないかと思う。

○翁委員 注3の説明の仕方であるが「今回、何らかの措置を行うこととなった」というと、我々の成果と読み取れるので、「現段階で何らかの措置を行うことが明らかになっている資産は」という書きの方が、正確なのではないかと思う。

○大西主査 「現段階までに」でよろしいか。

○加藤委員 また数字の話だが、注2の数字で58兆円というのが全体の検討の対象になった資産であるという形でよろしいか。

そこで注3で14兆と6,400億円が、今回のこういう形で、現時点においての、要するに対象の明確になっているというか、措置を行うとされている。

それ以外の残っている金額について、例えばおっしゃるように、日本高速道路の債務返済機構とか、いろいろな形があるが、その残った金額というのは、もう検討はされないのか、これからまだ検討すべき金額なのか。要するに、この点について、どういうふうにとらえればいいのか。

○亀水参事官 高速道路とか鉄道施設をこの会議で検討対象に挙げなかったのは、恐らくこれらの法人がそういった資産を保有して事業を行うという、事業のスキームそのものの問題というか、資産債務改革という切り口から何かするという事ではないのではないかと、恐らくどなたからもそういう問題提起がなかったということなのではないかと思っている。

○加藤委員 むしろ、その他が18兆とある。その他の18兆のうち14兆と4,800億で15兆ぐらいが検討対象であり、残りについては、売却対象にならなかったとしてとらえればいいのか。

○大西主査 今のご質問の確認だが、その他が18兆のうち14兆4,800億。この差額の部分の位置付けということでよいか。

○加藤委員 それから6,400億についてもお尋ねしたい。

○大西主査 6,400 億は 14 兆の内数なのか。外数なのか。

○亀水参事官 内数である。

○大西主査 であるから、差についてということで、これはどんな資産が含まれるのか。

○加藤委員 言いたいことは、この 18 兆と 15 兆の差額の 3 兆円については対象外でよろしいのか。それとも何か対象となるのかというだけの単純な話である。

○大西主査 私の理解では、この 14 兆 4,800 億というのは、もともとたしか事務所とか会議所というジャンルで、これが対象である。これを整理するとこうなったということだと思うが、これ以外のものはどんなものがあるのか。

○亀水参事官 博物館とか研究開発型法人の研究開発施設とか、事務所でもこれは全部集計しているわけではないから、検討対象というか、今後検討するといっているものの金額が 14 兆 4,800 億ぐらいあるということで。

○大西主査 恐らく、たしか最初の会議のときに美術館とか、明らかに移転しろというのが常識的に難しいものは除外してもいいのではないかという話で、そういうものが入っているという理解でいいのか。

○加藤委員 ということは、58 兆というのと、その他の 18 兆の中にも、その美術館とかも入っているという見解でよろしいのか。

○西川審議官 はい。

○加藤委員 そうするのは、要するに我々の見解で最初から除外しているから、除外しているという形なのか。

○西川審議官 明確に除外するというよりは、とりあえず今回検討の 41 法人 3,677 件の中には入らなかったということであって、私どもの公式的な考え方は、報告書 6 ページの「3. 成果と課題」の「(2) 今後の不断の見直し」というところのあるように「今回、ヒアリングの対象となった独立行政法人及び所管府省に限らず、全独立行政法人及び所管府省において、独立行政法人が保有する資産全般について、2. の各項において述べた視点から、年度評価や中期目標期間終了時における事務・事業の見直し機会等を通じて、定期的に検証される必要がある」ということで、残りの 14 兆 4,800 億円もそうであるし、18 兆と 14 兆 4,800 億円のすき間の部分についても、とりあえず考えてくださいということにしている。

統一的に 101 法人と 41 法人の差、あるいは 18 兆と 14 兆 4,800 億の差というのは、先ほど言ったように、主に研究開発の施設であったり、美術館、博物館等特定の事業に用いられていて、ちょっと難しいかなというものと、やや地方にあって、価格がもともと小さいものは今回余り重点的に挙げていなかったということと、4 つ目はお金の額のすき間ではないが、法人のすき間として、もともと資産を持っていない法人が 10 弱ぐらいあるので、そんな 4 つ程度にカテゴリーからなるかと考えている。

研究開発、ハコモノ美術館、地方、それと持っていない法人があるという 4 つぐらいがすき間に当たるかと思う。

○岡本委員 そうなると、別表の 5 ページの注 2 の括弧書きの中の「その他が約 18 兆円」となっ

ているが、本当は 58 兆円の中で実質的な検討対象が 18 兆だということであるから、本体をその他で書いて、検討対象になじまないということで外に出した部分の方が主役で括弧書きが書かれているのは、表現上違和感がなくもない。

○西川審議官 少し工夫させていただきたいと思う。

それから、道路と鉄道は、特定の法律によって、まさに事業の中身として定められているので、やや別途の大きな視点があるということと、これは大きな社会資本であるので、ほかとちょっと性格が違うということである。

○翁委員 細かいことだが、鉄建の割賦債権はどちらに入っているのか。

○亀水参事官 この係数は実物資産の集計のみで、金融資産の方は含めていない。

○翁委員 では、18 兆の方か。

○亀水参事官 金融資産の方は、18 兆の中にも含めていない。実物資産のみである。

○大西主査 58 兆というのは、実物資産の合計なのか。

○亀水参事官 そうである。

○翁委員 了解した。

○西川審議官 表も実物資産であるということをはっきりとしたいと思う。

○大西主査 では、今の数字については、委員の方からいただいた数字の内訳等も明確にして、あと 18 兆とかその他の表現をもうちょっとわかりやすく改めて、実物ということを明示するというところでよろしいか。

2 点目は、岡本委員の御質問で、価格の時価を財務省の方ではやられていた。今回は帳簿価格であるが、これは現実にはどうなのか。技術的に帳簿価格以外は使えないということなのか。

○亀水参事官 8 月に各法人から出していただいたときには、各法人の 17 年度末の帳簿価格ということで出してもらったので、我々の手元にもそれがあったので、それを集計したということである。財務省が国有財産の資産債務改革の文脈の中で示された計数との比較というのは、そういう意味では直接はできないものになっている。

我々も、財務省がそういう計算をされるときには、恐らく簿価ないしは路線価と時価というものを検討されたのかもわからない。ちょっと我々がそこまで時間的あるいはマンパワー的にできなかったということ、できる数字をとりあえず示したということである。

○向井国有財産企画課長 財務省の方でどういうふうに行ったか御説明すると、財務省の方は基本的には独立行政法人と違い、簿価というのは原価ではないのでほとんど意味がない世界なので、結局のところ、いわゆる国有財産台帳の価格ではなく、その当該土地の路線価のここ 1、2 年、大体売れる価格というのは路線差の 2 倍弱で売れているので、それを路線価にかけて時価としているということである。

であるから、実際にこれを時価に直すのは、時間的には物すごくかかると思う。

○大西主査 たしか 1.9 倍とかであったか。

○向井国有財産企画課長 約 1.9 倍である。

○大西主査 ただ、現実にもうそこはないわけなので、時間的に無理ということか。

○亀水参事官 そうである。

○岡本委員 だから、どうしてもそういう数字を出せということではなく、恐らくマスコミの方々とか皆さんは、財務省の方で出されている数字との比較のようなことはよくされがちなものであるから、そういうことを事務局サイドの方で意識しておいた方がいいということであるので、修正とかそういう話ではない。

○西川審議官 今回のプレゼンテーションの際には、実物資産であり、簿価であるということがわかるように気をつけたいと思う。

それから、具体的に今の時価でどうかということとは、逆に今後、独法の資産債務改革が進んでいけば、おのずと彼らも勉強して持つようになる大事な情報だと思う。

○大西主査 では、今回はそういうことで御了承いただきたいと思う。

○緒方委員 私は、基本的にはこのとりまとめの案については異存はない。賛成している。

ちょっと意見を申し上げるのは、6ページに先ほど御説明いただいた他の独法についても、きちんと定期的にモニタリングをするのだということをもっと強く打ち出しただけるとありがたいと思う。今回、41法人しか見ていないし、残りの60法人については全くの手付かずで何もわからない状況であるので、その残りの60法人も今回意見をいただいた41法人のいずれについても、これからきちんとモニタリングは続けていかなければならないということをもっと強く打ち出しただけるとありがたいと思う。

別表の5ページにある都市再生機構の特定公園施設であるが、これは売却できるのか。どういった資産なのかよくわからないが、多分国立公園の中にある自転車置き場とか、運動場のようなフィールドだと思う。それが簿価の96億円で売却できるものかどうか。おそらく無償譲渡にするのではないかと思うが、そういったものを売却済・売却予定のもの6,400億円の中に入れていいものかどうか、お教えいただきたいと思う。

○大西主査 ただ、これはAであるので、もともとその独法自身が売却するという出されている。

○岡本委員 この特定公園施設というのは、例えば立川のような国営公園の中にあるレストランとか、そういった系統の建物と土地があるわけである。そういうものは売却をして、民間の方で土地・建物を持ってもらって、経営もしてもらおうということで、十分可能だろうということで、それはもともと今、大西先生からあったように、国交省と機構の方でそういった方向性で考えていることだと思う。

であるから、運動場だとか、そういった、要するにまさに社会資本的に使われている部分というのは、当然売却の対象にはしていないと思う。

○緒方委員 都市再生機構の「特定公園施設 計14件」は「譲渡又は廃止により平成30年度までに施設の処分を完了」とある。「譲渡」と記載されている。都市再生機構のほかの資産を見ると、売るものはきちんと売却と書いてある。

であるから「譲渡又は廃止により」と「譲渡」となっているのにこだわって、無償譲渡なのかなと疑問を持ったが、多分売店などは売れるということで計上しているということによろしいか。

○岡本委員 そうだと思う。

○緒方委員 了解した。

○大西主査 最初の方の御指摘で、その他の独法についてももっときちんとやるようにということをもっと強く盛り込めないかという話であるが、これはどうであるか。今日、この場で固めるということからすると、何か案文を考えていただく。

○緒方委員 なぜこういう意見を申し上げるかということ、では残りの 60 法人は何の意識も持たずに改革を何もしないのかというのが疑問に出てくる。41 法人の改革案は出されたが、残りの半分以上は一切問題意識を持っていなかったと外部に思われるのではないか。それらは今後ともきちんと対応していくのだという方針を示したらいかがかという考えである。

○西川審議官 残りの 60 法人研究開発型の独法が相当入っている。研究開発型ならば資産を持っていても構わないというつもりはないが、逆にそういう研究施設が必要かどうかというのは、まさに独法の業務の見直しと密接に結び付いた話であるので、これを今後整理合理化計画としてまとめていって、有識者会議、行革本部の方ともよく相談をしながらしていかないと、ここから先はなかなか難しいところもある。業務の議論をしないと進みにくいところだと思う。

ただ、勿論そういうフォローアップの仕方、フォローアップをもっと考えろということ強調するという自身は、工夫をしたいと思う。

○大西主査 恐らくおっしゃる趣旨は、そういう研究開発型の独法でも、そういうところがそういう研究施設しか持っていないのかどうかというのはわからないわけで、遊休資産とかも含め、同じポリシーというのはきちんと同じように浸透させるべきだという御趣旨だと思う。

○亀水参事官 おっしゃることは誠にそのとおりであり、そのような意味で整理合理化計画を年末にまとめるものは、今後フォローアップしていくということになるかと思うし、今、御指摘のあったパラの最後のところで、各独法が政策評価のような年度評価をやるとか、あるいは中期目標を終了するときに事務・事業を見直すという機会がある。

したがって、最低年 1 回、あるいは 5 年に 1 回という形で見直しの機会があって、そういうところに今ある制度、仕組みの中にこの資産債務改革という視点をビルトインして、その中でしっかりやってもらおう。

我々の資産債務改革の実行等に関する専門調査会というのは、経済財政諮問会議の下に置かれてはいるわけであるが、永遠にあるものかどうかはわからないので、各府省なり、独法制度に関わる常に存在する制度の中にそういった見直しの視点をビルトインしていくことも大事だということも、こういうことを書かせていただいたわけである。

○西川審議官 基本的には、独法の年度評価というのを書くのであるが、有識者会議の事務局の方から、総務省の行政管理局というのが独法の管理の基本的に一義的に部局であるので、そちらの部局にこういうことを考えてまとめたということをお渡しするというのも 1 つの考えだと思う。

○翁委員 これからどこが主体となってモニタリングをしていくかということは非常に重要なことで、恐らく評価委員会とかが中心になってくるだろうと思うが、今回、私以外皆さん不動産をよく御存じの方が多く、そういった知見を持った人でないと、なかなか気がつかない視点とか、この

物件にはこういう有効利用の仕方があるのではないかと、こういった地域はこういう状況になっていて、より専門的にはこうした方がいいのではないかと、との指摘ができたように思う。モニタリングにあたっては、本来はそういった専門家が入ることによって、相当専門性に乏しい方が独立行政法人の資産のマネジメントを行っているようであったので、そういった視点を提供できるような機会が今後もあると本当はいいのではないかと思った。

評価委員会は、恐らくそういう視点を持った方は少ないと思うので、専門的な見地から評価していくことは、1つ課題だと思う。

○西川審議官 了解した。具体的には、引き続きこういうこと全体を見直していくことが大事だということを、最初の「はじめに」のところで立派な整理合理化計画をつくるとともに、しっかりフォローアップすることが必要だという趣旨を加えることと、6ページの定期的な検証の中で、そういう専門的な知見もきちんと生かしてという言葉を入れるように修文する案だと思う。

報告書を関係部局にお渡しするのは、検討させていただきたいと思う。

○岡本委員 資料4の評価については、インターネット上でこういう形で既に出ているということか。これから出すということか。

○亀水参事官 これまでのものは、会議の翌日に掲載させていただいている。これも差し支えなければ、明日掲載させていただく予定である。

○大西主査 今日の修正については、後で事務局と私の方できちんと対応させていただくので、御一任いただきたいと思います。

記者会見についても、先ほど御指摘があったとおり、誤解のないような形で、数字等については御説明させていただくということである。

○岡本委員 若干気になることで、小耳に挟んだ話を申し上げておくと、国際協力機構の広尾センターには、海外青年協力隊の殉職者の慰霊碑があるということで、そういったことについて、資産の処分等を考えるときには、やはりそれ相応の配慮が必要だと思う。

そういったことも耳に挟んだものであるから、そういう情報をくださった方には、海上保安庁の築地の海洋情報部にも、同様な海上保安庁の殉職者の方の慰霊碑があるけれども、それは当然に財務省さんの方では所管省と御一緒に適切な配慮をされると理解している。

そういった例もあるので、よく海上保安庁でどうされるのかということも参考にされながら、ご対応をされたらいかがであるかということをお願いしたが、そういった点への配慮をよりきめ細かくしていかないと、なかなか相手方も対応が難しいと思うので、そこはよく事務方の方で気をつけて対応していただきたいと思います。

○西川審議官 議論の際、そういう社会的な配慮の点も含めて対応したいと思う。

○大西主査 では、一応御意見を頂戴し終わったということで、これにて報告書案についての議論を終了とさせていただきます。

これについては、先ほど亀水参事官から説明があったとおり、専門調査会を持ち回りで開催し、の承認を得たいと思う。よろしくお願ひしたい。

では、今後の予定について、亀水参事官からお願ひしたい。

○亀水参事官 今ほど、おとりまとめいただきました報告書については、専門調査会の持ち回りということで、専門調査会の御承認をいただく。

それから、明日、行政減量・効率化有識者会議において、私どもは事務局として出席いたして、行政減量・効率化有識者会議の議論の集約化に報告書を最大限に反映していただくようにということを申し上げたいと思う。

また、整理合理化計画の策定に当たっては、内閣府としても、行革事務局とも連携いたし、本報告書の趣旨が十分盛り込まれるように努力をしまいたいと思う。

明日、夕刻4時ごろから、報告書について大西主査の方から記者会見を行っていただくことになっている。よろしくをお願いしたい。

○大西主査 以上をもって、第6回の独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループを閉会とさせていただきます。